

# 合併処理浄化槽のご使用にあたって

承知していただく主な法的義務（浄化槽法関係）



## I 合併処理浄化槽の使用に関するきまり

- ① し尿を洗い流す水の量は適正量とする。
- ② 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の機能を妨げるものは流入させない。
- ③ 合併処理浄化槽には工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を流入させない。
- ④ 電気設備のある浄化槽の電源を切らない。
- ⑤ 浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔になる構造物を作らない。
- ⑥ 浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけない。
- ⑦ 通気口をふさがない。

## II 浄化槽法では、合併処理浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定めて次のような義務を課しています。

- ① 合併処理浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内に（財）長崎県浄化槽協会が行う設置後の法定検査（7条検査）を受けなければなりません。また、その年以降、毎年1年に1回、法定検査（11条検査）を受けなければなりません。

※7条検査料 10,000円（5人～10人槽）

※11条検査料 5,000円（5人～10人槽）

（11条検査料は、維持管理費補助金の対象になります。領収書を確実に保管しておいて下さい。）

- ② 自ら清掃や保守点検を行える資格を持たない場合は、適正な資格を持つ業者に委託し、毎年1回以上の清掃と毎年3回以上（5人～10人槽の場合）の保守点検を行い、業者から交付を受けた記録を3年間保存しなければなりません。

### 【参考】

浄化槽法施行規則第5条第8項 ～ 浄化槽管理者は（略）保守点検若しくは清掃の記録を3年間保存しなければならない。

※清掃料、保守点検料ともに、委託業者、使用状況、合併処理浄化槽の大小等によって違いがありますので、清掃業務及び保守点検業務委託の契約を結ぶ際によく確認して下さい。

(清掃料、保守点検料ともに、維持管理費補助金の対象になります。記録票及び領収書を確実に保管しておいて下さい。)

### Ⅲ 浄化槽管理者に関係する主な違反行為とその罰則は次のようなものです。

- ① 保守点検や清掃が定められた基準に従って行われていないとして、長崎県知事が改善措置や使用停止を命じられたにもかかわらず、この命令に違反すると処罰されます。

→ **6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金**

- ② 行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたにもかかわらず、報告を行わなかったり、虚偽の報告をすると処罰されます。

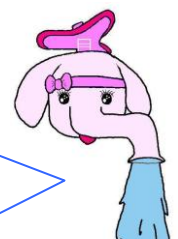
→ **30万円以下の罰金**

- ③ 行政庁の立ち入り検査を拒んだり、妨げたり、質問に答えなかったり、又は虚偽の答えをした場合処罰されます。

→ **30万円以下の罰金**

法律等に定めはありませんが、台所やお風呂が接続している「ため枡」は、油分や食べ物カスなどがたまりやすいので、1か月に1回程度、網じゃくし等で溜まった油分、食べ物カスなどは取り除き新聞紙等に包んで生ゴミと一緒に処理してください。

※ため枡の位置をご確認ください。



スイミーちゃん

ご不明の点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

上下水道局業務課総務グループ

(TEL)0957-53-1116

長崎県県央保健所

(TEL)0957-26-3305

(財)長崎県浄化槽協会

(TEL)095-887-3160